

平成 22 年 第 3 回

さつま町議会会議録

平成 22 年 5 月 21 日 開会

さつま町議会

平成 22 年第 3 回さつま町議会臨時会審議結果

平成 22 年 5 月 21 日

議案 番号	件名	上程日	議決日	議決 結果	委員会 付託
36	専決処分の承認を求めることについて (さつま町税条例の一部改正について)	H22. 5. 21	H22. 5. 21	承認	
37	専決処分の承認を求めることについて (さつま町国民健康保険税条例の一部改正について)	H22. 5. 21	H22. 5. 21	承認	
38	専決処分の承認を求めることについて (平成 22 年度さつま町一般会計補正予算 (第 1 号))	H22. 5. 21	H22. 5. 21	承認	
39	平成 22 年度さつま町一般会計補正予算 (第 2 号)	H22. 5. 21	H22. 5. 21	原案可決	—
40	平成 22 年度さつま町国民健康保険事業 特別会計補正予算 (第 1 号)	H22. 5. 21	H22. 5. 21	原案可決	—
41	さつま町長等の給与の特例に関する条例 の一部改正について	H22. 5. 21	H22. 5. 21	原案可決	—

平成22年第3回さつま町議会臨時会会議録

○開会期日 平成22年5月21日 午前9時30分

○会議の場所 さつま町議会議事堂

○当日の議員の出欠は次のとおり

出席議員（20名）

1 番	森 山	大	議員	2 番	東	哲 雄	議員
3 番	麥 田	博 稔	議員	4 番	米 丸	文 武	議員
5 番	川 口	憲 男	議員	6 番	新 改	秀 作	議員
7 番	平八重	光 輝	議員	8 番	平 田	昇	議員
9 番	舟 倉	武 則	議員	10 番	岩 元	涼 一	議員
11 番	内之倉	成 功	議員	12 番	柏 木	幸 平	議員
13 番	楠木園	洋 一	議員	14 番	内 田	芳 博	議員
15 番	桑 園	憲 一	議員	16 番	市 來	修	議員
17 番	新 改	幸 一	議員	18 番	木 下	敬 子	議員
19 番	木 下	賢 治	議員	20 番	中 尾	正 男	議員

欠席議員（なし）

○出席した議会職員は次のとおり

事 務 局 長	王子野 建男 君	議 事 係 長	中間 博巳 君
議 事 係 主 幹	平木場 達郎 君	議 事 係 主 査	垣内 浩隆 君

○地方自治法第121条の規定による出席者は次のとおり

町 長	日 高 政勝 君	教 育 長	東 修 一 君
副 町 長	和 気 純治 君		
農 政 課 長	平 田 孝一 君		
税 務 課 長	萩 原 康正 君		
健康増進課長	村 山 茂樹 君		
総 務 課 長	紺 屋 一幸 君		
財 政 課 長	下 市 真義 君		

○本日の会議に付した事件

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 議案第 3 6 号 専決処分の承認を求めることについて
(さつま町税条例の一部改正について)
- 第 4 議案第 3 7 号 専決処分の承認を求めることについて
(さつま町国民健康保険税条例の一部改正について)
- 第 5 議案第 3 8 号 専決処分の承認を求めることについて
(平成 2 2 年度さつま町一般会計補正予算 (第 1 号))
- 第 6 議案第 3 9 号 平成 2 2 年度さつま町一般会計補正予算 (第 2 号)
- 第 7 議案第 4 0 号 平成 2 2 年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 1 号)
- 第 8 議案第 4 1 号 さつま町長等の給与の特例に関する条例の一部改正について

△開 会 午前 9時30分

○議長（中尾 正男議員）

おはようございます。

ただいまから、平成22年第3回さつま町議会臨時会を開会します。

本町議会におきましては、地球温暖化防止・省エネルギー対策等に資するため、本臨時会から10月30日までの間、夏場の軽装運動「クールビズ」を実施することとし、会議においては軽装で行うことにいたしましたので、御協力をお願いいたします。

△開 議

○議長（中尾 正男議員）

これから本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付してある議事日程のとおりであります。

△日程第1「会議録署名議員の指名」

○議長（中尾 正男議員）

日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、2番、東哲雄議員、3番、麥田博稔議員を指名します。

△日程第2「会期の決定」

○議長（中尾 正男議員）

日程第2「会期の決定」の件を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

異議なしと認めます。したがって、会期は本日1日間に決定しました。

△日程第3「議案第36号 専決処分の承認を求めることについて（さつま町税条例の一部改正について）」、日程第4「議案第37号 専決処分の承認を求めることについて（さつま町国民健康保険税条例の一部改正について）」、日程第5「議案第38号 専決処分の承認を求めることについて（平成22年度さつま町一般会計補正予算（第1号））」

○議長（中尾 正男議員）

日程第3「議案第36号 専決処分の承認を求めることについて」から日程第5「議案第38号 専決処分の承認を求めることについて」までの議案3件を一括して議題とします。各議案について提案理由の説明を求めます。

〔町長 日高 政勝君登壇〕

○町長（日高 政勝君）

それでは、議案第36号から議案第38号までの提案の理由を申し上げます。

まず、「議案第36号 専決処分の承認を求めることについて」であります。これは、地方税

法等の一部改正に伴い、さつま町税条例の一部改正について急施を要したため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分をしたものであります。

次に、「議案第37号 専決処分の承認を求めることについて」であります。これにつきましても、地方税法等の一部改正に伴い、さつま町国民健康保険税条例の一部改正について急施を要したため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分をしたものであります。

次に、「議案第38号 専決処分の承認を求めることについて」であります。今回の専決処分につきましては、去る4月20日、宮崎県都農町で発生しました口蹄疫の蔓延防止対策のための自主消毒に要する関係予算の補正について急施を要したため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分をしたものであります。

家畜伝染病である口蹄疫については、宮崎県都農町で発生し、その勢いはいまだ衰えず拡大の一途をたどっておりまして、国においても一昨日、感染拡大を防ぐための追加対策を発表したところであります。

町では、基幹産業の畜産業を守るため、先月28日には町長を本部長とする口蹄疫対策本部を設置し、畜産農家へ畜舎等の衛生管理を徹底するとともに、宮崎県方面からの主要道路2箇所に消毒ポイントを設け、自主的に職員による畜産関係車両等への消毒を行い、ウイルスの侵入阻止対策に努めているところでありまして、議員の皆様におかれましても御協力をいただいておりますことに改めて厚く御礼を申し上げます。

今月14日には、町として口蹄疫対策緊急事態宣言を行いまして、町が主催するイベント・行事・会合につきましては、口蹄疫の終息宣言が出されるまで中止あるいは延期をするとともに、各種団体が主催して広く不特定多数の方を対象にした行事等につきましても、開催の自粛などの措置をお願いしているところであります。

また、口蹄疫発生地域への遠征、研修及び旅行等につきましても極力控えていただくなど、町民が一丸となって口蹄疫侵入阻止に努めて参る所存でありますので、議員各位をはじめ町民の皆様の御理解と御協力を御願いたしますところでございます。

以上、議案3件につきましては、いずれも地方自治法第179条第3項の規定に基づき、これを専決処分したものでございますので、これを報告いたしまして議会の承認を求めるものでございます。

内容につきましては、それぞれ所管の課長に説明をさせますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

〔町長 日高 政勝君降壇〕

○税務課長（萩原 康正君）

それでは、議案第36号の御説明を申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

続きまして、議案第37号の説明を申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○財政課長（下市 真義君）

それでは、議案第38号、専決第3号でございます。平成22年度さつま町一般会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○議長（中尾 正男議員）

これから、順番に質疑を行います。

まず、議案第36号に対する質疑を許します。質疑はありませんか。

○**麥田 博稔議員**

先ほどの説明で扶養控除等の見直し、これは民主党の公約でありました子ども手当で控除をなくするというようなことですけれども、私たちのまちに影響を受ける人。控除がなくなって、結局子ども手当をもらっても、結局その控除がなくなると、税の負担が増えるという方がいるというようなことがテレビ等と言われてますけれども、影響を受けるような方がどれぐらいおいでになるのか、お伺いします。

それから、たばこ税率の改正ですけれども、当初で、九千五、六百万の税収を予定してたわけです。10月ごろになると、多分町民所得から言うと失礼な言い方ですけれども、やめる方がおって、増えるのかどうか判りませんけれども、どれぐらい増えるというような算定をされているか。その辺の予想をどれぐらいお考えになっているのか、お伺いしておきたいというふうに思います。

○**税務課長（萩原 康正君）**

ただいまの扶養手当の控除の廃止に伴いまして、どのような影響ということで、事務的にはまだ試算はいたしておりません。ただ、確かに扶養控除の分がなくなるわけですので、子どもを対象を持ってらっしゃる方については、当然税額は負担が増えるものと思っております。

それから、たばこの税の関係でございますが、国も国民の禁煙の傾向が増えておりまして、その辺の傾向がこの大幅な値上げによって、300円が410円あるいは440円に上がることに伴って、禁煙も相当出るのではないかなというようなことは予想しております。

先日、JTの川内の所長の話によりますと、4分の1の方が、もし、これを機会に禁煙をされたら、たばこから離れたということになった場合に、現在の税収ととんとんではないかと、売り上げもとんとんではないかなというような値上げ幅になるというようなことを、この前話されておりました。

○**麥田 博稔議員**

たばこ税率の分については、一応今の説明で納得します。この扶養控除につきましては、今のところ1万3,000円というようなことで、子ども手当が1万円あって3,000円増ですね。それで来年度からは2万6,000円と、そこがちょっとあやふやになっているんですけれども。

そのときにもやはり扶養控除というのは、今年度の1万3,000円でそのままでいくというような、国のほうから来てるのかどうか。結局また変わって2万6,000円になったら変えるよというようなあれがあるのか、一時的なものなのか。その辺の達しを国から来ているのかどうかを確認をしておきたいというふうに思います。

○**税務課長（萩原 康正君）**

具体的な内容はまだ届いておりません。制度の改正部分だけのものが来ておりまして、私たちのほうでも、その辺の動きというのが、非常に先行きがはっきりしないなというような考え方はあります。

○**麥田 博稔議員**

いろいろ、こうして税条例が変わってきますと、ソフトの変更とか出てくると思うんです。その辺の負担は国がするもんなんですか。それとも町がもう独自に、そういう負担というかソフトの関係はやらにやいかんのか。あとで交付税措置をしたらかなんだかんだ、ついているのかどうか、その辺の確認をしておきたい。

何もそういう話が来てなければ、それで結構なんですけれども、これほど変わってくれば、これは町長のほうにお願いせにやいかんと思うんですが、こんなに制度がどんどん変わってくると、やはりパソコンなんかのシステム変更の費用というのが非常に要りますよね。

だから、その辺負担が増えてきますと、その辺やはり町村会のいろんな会があるときに、やっぱりその辺まで国で面倒見てもらえるようにというのは、交渉なんかせんとまずいんじゃないかと思うんですけれども。その辺のお考えを確認しておきたいというふうに思います。

○町長（日高 政勝君）

政権が替わりまして、いろんな制度というものが変わりつつあるわけですが、その変更に伴って、当然事務のシステム、今コンピュータでそれぞれ処理をやっておりますので、変更のやっぱり事務経費というのは発生をするわけですが、

その辺についてはもう完全に見てくれますよという事務もありますし、まだはっきりしないというところもありますので、その辺はやっぱり制度変更に伴う新たな事務の量の問題あるいは新たな経費の発生については、十分やっぱり国に対しては要望していきたいと思っているところでございます。

○平田 昇議員

まず、この条例改正についてのことで課長に確認をしておきたいと思いますが、この条例改正、37番もそうなんですが、改正の中に町独自の判断あるいは意思、政策的方針によって変更できる、加えられるという余地はないと私は判断しております。数字の上限は幾らで、あとは町の判断で決めなさいとか、そういう決定でなくて、すべて決定してきていると、そういうふうに受け取っておりますが、そのような判断でよろしいですか。

○税務課長（萩原 康正君）

ただいまの平田議員のほうからありましたように、今回の税条例の改正、それから37号も。

それにつきましても、例えば、たばこ税が10月1日から規定の施行が10月1日となっておりますけれども、これにつきましては大もとのたばこ税法の改正が先にありまして、10月1日から当然値上げをするというのが打ち出されております。

これに向けてJTとか、たばこの製造者関係も、各社が国税、地方税法の値上げまで含めても申請を国のほうに上げております。こういう形で、たばこ税の大もとのほうがもう改正になっておりまして、国のほうも動いております。それから、扶養情報の把握を来年の1月。

これは大もとの地方税法が変わっておりまして、町で判断するものは内容的にはないと思っております。

○平田 昇議員

そこですすね、それを確認させていただきましたが、私は専決処分のあり方ということで町長にお尋ねしたいと思うわけですが、ことし3月末に国会は地方税法の一部を改正しました。その法律に基づいて制定されているさつま町税条例は、それに従って改正しなければならぬ。改正された規定は、平成22年4月1日に施行されると。緊急を要したので、この条例の一部改正を専決したと、この提案理由を私は理解します。

ところが、専決となったものの中には、平成22年6月1日より、また同じく10月1日より、そしてまた来年平成23年1月1日より、さらには平成25年1月1日より施行の改正規定もある。それを含んでいると。今までも同じようなケースに違和感を感じ持ってきたわけですが、国内にはその施行する期日にあわせて条例改正をする例もあることは聞いております。

が、私は今回の条例改正の例でこう考えるのでございます。

今回の地方税法等の改正により地方の税条例等は、自動的にそれに従って改正される。ただいまの説明のように改正される。つまり、今回法律が改正されたが、我がまちはこういった方針をとりますという町独自の選択決定の余地はないということでございます。

法律の示すとおりの本町条例を改正するということを議会に諮るとすれば、費用弁償を要すると。

そういうことをあえて議会で審議する程度のものではないと。これこそ町長が専決処分し、後日議会での報告で済むことだ、私は考えるわけでございます。

そのためには、このように法の規定どおりに従わなければならない条例改正等は、町長に専決を委任することを議会が決議することが必須要件であると思いますが、町長はこういった議会の意思が立ち入れない国が示す条文を書き写すだけの案件は、議会が町長に専決を委任しておくというやり方もあるのではないかと考えるのでございますが、町長の御見解を伺いたいと思います。

○町長（日高 政勝君）

この地方自治法の中でいろんな議案等については、原則はやっぱり本会議にお諮りをして議会の議決にはからしめるというのが原則でございます。

最近、この専決処分についても、余りみだりに専決処分についてはいかがなものかということで、法の解釈というのが厳しくなっております。当然急施を要したとか、いろんな理由等で専決処分の規定がございまして、そういう形をとってはおりますけども、できるだけ議会を開く暇がないとか、とにかく急施を要したものについてはその限りでないけれども、一般的にはやっぱり議会にはからしめるというのが通常の姿でございます。

ただ、今平田議員おっしゃるとおり、この軽微な範囲の、いわゆる内容的に軽微な範囲については、あらかじめ議会のほうに、例えばこういう案件についてはもう専決処分として町長にお任せをいただきたいと。そういう案件も規定が前はあったと、今はちょっと確認はしておりませんが、前にそういうのがありまして、それについてはこういう軽微なものについては専決処分をしました。そして、これについては後日今までの専決処分と同じように報告をして承認をいたくと、そういうこともございました。

しかし、過去もそういう規定はありましたけれども、今までそれを適応して、あらかじめ議会の議決を入れて専決処分とした事項というのは、今までないと記憶をいたしております。

したがって、今回の税条例につきましても、おっしゃるとおり地方税法ということで、国のほうでそれぞれたばこ税にしろ、それぞれ扶養手当の税控除の関係とか、いろいろございますが、それについては国のほうで既に実施時期も変わってきておりますけれども、既に一つの事務の流れとして、既に始まっているものですから、今回はもう地方税法にあわせた形で、もう一括して専決処分という形でさせていただいたところでございます。

例えば、扶養控除の関係についても、既に4月1日から新しい政権に基づいた子ども手当の事務がもう始まっておりますので、4月1日を基準にして。それで6月からもう支給始まるということでございますから、一つの一連の流れとして、もう始まっておりますから、施行時期はそれぞれ先ほど説明しましたとおり違いますけれども、一連の一つの流れとして一括法というんですか、枠の中で決められた流れでありますから、もう今回同じようにさせていただいたということでございます。

おっしゃる、あらかじめ軽微なものについてはできるということはあります。規定も当然あります。ただ、今までそういう例を実行したあればございません。

○平田 昇議員

私は、この件について、全国の町村議会議長会の事務局に問い合わせたわけです。そしたら、おっしゃるように自動的に改正すべき時点は事前に町長に委任しますと、専決を委任しますという決議をさし上げて委託するのも一つの方法だという見解を示されたものだから、私はこのような質問をいたしましたわけでございます。

今後の私は検討課題として取り上げていただきたいと思います。

○川口 憲男議員

課長にちょっと確認だけしておきます。

この年金所得者の特別徴収方法が、この大きな黒字で書いてありますように、平成20年度以前と同様の取り扱いということに記載されております。それは対象者の範囲が、これを見てみますと65歳でも給料をもらっている方とか、あるいは基礎年金を受けていらっしゃる方とか、そういう方々が主だと思わうんですけれども、これは22年度も同じような、こういう4つの1から4にすべて該当する方々は、こういうふうにして特別徴収ができるんですよという考え方ですか。

それと、給与のない方は普通徴収のほうに変えるのか、その考え方でよろしいんですか。

○税務課長（萩原 康正君）

この対象者が、21年度で調査すれば411名ぐらいだったと思います。大体400名ぐらい対象者がいるということで、20年度まで今川口議員がおっしゃるように、給与があれば給与のほうから特別徴収をしていたものが、21年度から給与とその他の所得の係る分については、原則給与から特別徴収をします。

同じ人であっても年金部分については普通徴収をするという制度であったものを、これまた20年度の状態で給与のほうから年金部分まで含めて徴収ができるというようなふうに、そういう制度がまた20年度以前に戻ったというか、そういう制度にまた改正されたということで、対象者が、400人程度ということで把握をいたしております。

○議長（中尾 正男議員）

いいですか。ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

これで質疑を終わります。

次は、議案第37号について質疑を許します。質疑はありますか。

○麥田 博稔議員

今回のやつは課税額の47万が50万、先ほどと同じような質問になるんですけれども、この3万円上がるわけですが、何名ぐらいの何世帯ぐらいの方がこの対象になるのか。

それから、後期高齢者も1万円上がるわけなんですけれども、何名ぐらいの方が対象になるか、何世帯ぐらい。その金額もかければ判るわけなんですけれども、影響額は。

この相対の額は47万が限度額50万までになるわけなんですけれども、その以下は全然今までと税率的には一緒ということで理解していいんですか。ただ47万の最高額があったやつが50万まで限度になるだけということに理解すればいいですか。

○税務課長（萩原 康正君）

限度額世帯でありますけれども、医療費部分につきましては、現在33世帯が限度額47万で切っております。それから後期の部分につきましては、12万で抑えているのが41世帯ということで、これが今回50万まで、それから後期の場合13万までということで、21年度の対象者を当たってみれば、50万まで上がっても頭打ちになるという世帯が24世帯、33のうち24世帯までは50万の上までいくんではないかと。

それから、後期の場合が、41世帯のうちの13万の上限で切るのが37世帯ということで、この33世帯、41世帯の方は若干上がってくると。その限度額から下の方は今までの取り扱いと変わらないということで考えております。

○麥田 博稔議員

この課税限度額にはちょっと理解をいたしましたが、この下の非自発的離職者、リストラ。ち

よっと関連になるんですけれども、今の状況がちょっと会社なんかも調子がよくなって、雇用が増えてきているというような話もあるんですが、ただ会社としては景気の変動はあるのでというようなことはありますけれども。

こういう負担軽減をもらっているというか、影響を受ける方ですね。何名ぐらいの方というか、その辺が把握できていれば。これは会社から来て、やめさせられて、受付に来て、自分で国保に社会保険から変わるとか何かそういうときに多分把握されるのか、その辺はどのようにしているのか、お伺いします。

○税務課長（萩原 康正君）

この離職者の関係につきましては、ハローワークを通じて非自発的なのかどうなのか、離職の事由等を把握するために、ハローワークからのそういう手続きを経た形で、こちらのほうでそれを認定するということで。

現在、減免で対応をしておりますが、ちょっと数字を持ってきておりませんが、22年度から4月1日から、今まででも15人ほどがそういう方で対象者が出てきているというようなことでありますので、これからどのような状況になるのか、なかなか税の徴収にまいりましても、次の就職が見つからないというような世帯がまだまだ多いようでありますので、安定するまでは、こういう方々が出てくるのかなというようなことで考えております。

○麥田 博稔議員

ありましたように、やめさせられた方もまた景気がよくなって、例えば京セラさんなんか募集を始めている。ここの会社は辞めていく、すぐ替わればいいんですけれども、やっぱ何カ月か待機がないと、会社も引き抜きとかちゅうようなことができないというようなことで、減免なんかもそんなときには、今言われたようにハローワークに会社からの離職票の中に、会社の都合によるとか、本人の都合とか書いてありますよね。それで一応把握をするということに理解しているんですね。

○議長（中尾 正男議員）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

これで質疑を終わります。

次は、議案第38号について質疑を許します。質疑はありませんか。

○麥田 博稔議員

次のほうに出てきます、本格的になると思うんですが、私たちのまちは町長と当局の判断が私にはよくて非常に、最初のとっかかりがうまくいってよかったんじゃないかと思うんですけれども。

新聞報道等を見ますと国の指示、県の指示、いろんなことがおくれたんじゃないかというようなことで、いろいろ言われてますけれども。国、県からやっぱり、最初にこういう町長が判断をされました、緊急事態宣言とかいろんなことを。そして、自分たちのまちは自分たちで守るというようなことで、自衛のために消毒なんかもされましたけれども。

国、県からそういうことでは指示とか、こういうのがあるから早めにせえとか何かそういう指示があったのか、確認をしておきたいというふうに思います。自主的にされたのか。

○町長（日高 政勝君）

我々は4月20日の、都農町で発生したその時点でもう、ちょうど宮之城地区の畜産品評会が開かれておった日でしたので、すぐ把握できて、その後の情勢を見てはおりましたけれども、その時点でも畜産農家の皆さん方については、きょうはこうこうして宮崎のほうで口蹄疫

が発生したところがあると、既に何頭の疑似があるというようなことで、閉会のあいさつの中で私が申し上げて、とにかく消毒については、お互いに十分気をつけていただきたいということも申し上げたところであります。

その後におきまして、国のほうから、あるいは県のほうから、どうしてということは全くなくて、自主的に判断をしながら、新聞報道等が、あるいはテレビ等でも出されましたので、やはりいち早くこの辺の取り組みについては、畜産のまちであるだけに、やっぱり早めの対応というのが必要かなと思って対策本部を設置をしたり。

そしてまた、連休前でございましたので、とにかく連休前にその辺の対処をお互いに確認をしていかないと、やっぱり対応がおくれるとなると大変なことになるということで、連休前も課長会を開いて、28日に対策本部を設置して、そしてまた連休前の対応をどうするかということで取り組みをいたして、もう5月1日の連休から既に2カ所で消毒に入ったというようなことでございます。

○麥田 博稔議員

今回の件については、私は非常に高く評価したいです。町長もやはり安心安全対策というか、やっぱりそういうことには動かないかんというようなことで、町民の安心・安全というようなことで動かれたんだと思うんですが。

私たちも地方分権をやっぱり叫ぶ中で、ある程度自主的に今回みたいなそれをせんといかん。ただ、いろいろ宮崎県のいろんな話を、新聞報道等とテレビ等しか私たちも判らないわけですけども、やはり財源が財源がというようなことになりますけれども、やはり今後も何があるか判りませんけれども、こういう対策は先手でやってもらうように、これは要望をしておきたいというふうに思います。

○平八重光輝議員

口蹄疫関連で予算を組んであるわけですが、歳入が前年度の繰越金ということで計上してあります。これについては報道等によりますと、国が面倒を見るというような話もありますが、最終的には、これは国からこういうお金が来るというふうに理解すればよろしいわけですか。

○町長（日高 政勝君）

今回、889万4,000円、専決をさせていただいたわけでありまして。いろいろな情報の中で、国のほうでもいわゆる特別交付税のまたその中の特別枠として、この分は措置をしますよという、あとからの報道をいただいたもんですから。私どもについてはとにかく緊急を要するということで、とりあえずは繰越金があるから、繰越金を財源として必要な経費はを充てようということでございますが。

恐らく今の国の考え方からいきますと、そういう財源措置をしていただくということになっておるようでありますから、特別交付税の要求の時期というのが10月の段階でございます。その時点では当然必要な経費については、すべて特別財政需要という形で要求をしてまいりたいと思っているところであります。

今正式に決まったら、この特別交付税というのが、なかなか普通交付税と違って、この分をこれだけ見てあるというのが、なかなか数字としては現れてきません。ただ見てあるよと、見てあげますよということで、総額で年内に1回、それから3月の年度末に1回、2回交付されます。その時点で、なら本年度については幾ら交付があったと、昨年と総額を比較して、この中に見てあるんだらうなというしかも実態としては判らんところはあります。

そういうことで、財源としては当然国のほうには特別な財政需要として、特交材料として要求はしてまいります。

○平八重光輝議員

当初、予算を組まれたときは、今町長の話にありましたように、国からのという話はなかったかと思いますが。と申しますのが、先ほど説明の中で防護服のお話が出たんですが、昨年でしたか、豚のほうのインフルエンザで相当な防護服を買って備蓄といいますか、あろうかと思います。

今までほとんど使われなくて、そのままになっておるんじゃないかと思うんですが、その辺の残りの数とか、それを使うとかちゅうような自主財源ですということとで計画されたのであれば、その辺までは検討されなかったものか、お尋ねいたします。

○町長（日高 政勝君）

当然、必要な消毒ポイントの従事の職員については、平服で作業服でするよりもやっぱり防護服的な、そういうものを着衣しながらしたほうがいいだろうということで、すぐ購入いたしております新型インフルエンザの防護服を。あっちを使えということで指示をいたして、既にそれを使わせていただいております。

今回も防護服も若干入っているかと思いますが、その間いろいろ消毒液とか、そういうことも考えての、例えば消毒のためのガソリン代とか消毒剤。農家に配布する消毒剤、それからマットを買ったり、防護服も一部は入っておりますけれども、そういう経費でございます。防護服は当然今の備蓄をしてある部分を使っているところであります。

○新改 幸一議員

私は7ページの関係の口蹄疫の時間外勤務手当の関係でちょっとお伺いしますが、確かに職員の皆さん方、朝早くから夜おそくまで頑張ってもらって感謝を申し上げます。当然働く以上、労働基準法のもとについてのそういう賃金支払い云々というのはせんにやいかんというのは重々判るわけでございますけれども。

この5月6日から6月30日までの40日間、土曜、日曜除く関係の2時間程度の支払いということなんですが、これは職員の皆さん方、それぞれ課長級の方、それぞれまた一般普通の方、給与等も違うわけですから、支払いの基準も違ってくると思うんですが、そこでの支払いの基準ちゅうのは、きちんとそういう職責のなかでの単価でされるものか。同じ仕事をする中に、一律という形でされる計画なのか、そこあたりをちょっと教えていただきたいというのと。

畜産農家は本当に競り市も開かれない、牛代も入ってこない。もう口蹄疫にびりびり、びりびりして、本当に精神的に参っているというのが現実だと思います。

私は、こういう支払いはせんにやいかんと思うんですけれども、できればこういうのは終息宣言あたりが出たあとに、こういうのをきちんと職員にも手当を与えると。じゃないと、畜産農家はお金入ってこない、飼料代は要るは、いろいろ補助金等もあると思うんですけれども。畜産農家の心情からいけば、私はそういうのが、もう職員は時間外手当も出たよということで、どうも私は畜産農家からすれば、本当に歯がゆい思いが出てくるんじゃないかなというのも懸念するわけでございます。

こういうことを考えましたもんですから、私は北さつま農協のほうに、農協の関係はどういう支払いを考えているのかとただしてみますと、農協としては終息宣言がしてから、あとで検討してちゃんと職員には支払いをする考え方、いち早くそういうのを支払うということは畜産農家に対して申しわけないというトップの話でございました。本当に我がまのそういう畜産の思いのやり方じゃないのかなということを考えたもんですから、こういう質問をするんですけれども。そこあたりの見解、考え方を教えていただきたいと思います。

○町長（日高 政勝君）

確かにこういう対応については、職員が先に行政の役割として、やっぱり町民の皆さん方の安

全安心を守るといふ、そういう使命感を持ってやるということが必要でありますので、これはもうあくまでも職務命令として、職員としてやっているわけでございます。

したがって、当然ボランティアでやってもいいんじゃないかと、そういう考え方も当然あるかもしれませんが、我々の仕事もやっぱり労基法の関係も当然適用は受けますし、そしてまた職務命令でやっております。その中で、もし事故でもあっても、それはだれがほんなら補償するのかという問題もありますので、しっかりとしたやっぱりその辺のところは勤務の体系の中でやる必要があると、私はそういうふうに認識をいたしております。

それで、休日の5月1日から連休の期間も交代制で2ポイント出ておりますけど、それについてはやっぱり時間的に長いもんですから、休日給の時間外を払うとなると相当なお金になるというようなことで、これについては今後の勤務時間の振替えの中で対応をしていただくようにということをお願いをいたしているところでございます。

朝の関係、それから夕方関係の、いわゆるこの先ほど説明しました、その2時間の範囲内で支給をしているというようなことでございまして。これ役場のこういう公務の場合、必要な予算というのは、前もって予算措置をした中でやっぱりするというのが適法なやり方でございます。あとでということになりますと、やっぱり事前執行じゃないかと、議会から指摘も当然受けることでもありますので、適法な手続としてやっておりますので御理解を賜りたいと思います。

○総務課長（紺屋 一幸君）

時間外の支給についてでございますが、一応管理職につきましては時間外の支給はございません。それから、一般の職員につきましては、それぞれ個人の給与に基づく時間外の積算を行いまして支給するというところで取り扱っております。

○川口 憲男議員

町長、先ほども麥田議員から出ましたように、町の対応が非常に早かったと。例えば、宮崎県の川南、いろんなところで出てる関係が対応が早かったと、非常にいいことだと思っております、私も。

その中で予算、専決に関しましては、前回の全協だったですか、早急に対応していただきたいという要望を申しておきましたから、予算的なところはないんですが、今度やっぱり今川南町、あるいは都農町、あそこの4町を見ますと、全頭がもう処分されるような状態にきております。これを見ますと非常に他人事とは思えないといえますか、自分の胸を痛まされるような状況にあるんですが。

これを踏まえて今後、やっぱりいろいろな、石灰を配布されたり、あるいは薬を散布されたり、いろんな対応をされているわけですが、例えば、以前に出ました鳥インフルに対しましても、それから今度の口蹄疫にされても、安全安心というまちをうたっている関係から、今後これを教訓にしてどのような方向性で、町民の方々にこういう不意にやってくる病気、あるいはいろんな対策、ここは町でじっくり取り組んでいかなきゃならないのじゃないかと思えます。

2、3年前もイチゴのカビ病が入りまして、苗木が全滅するというような状況がありまして、イチゴ農家が非常に打撃を受けましたけれども。

やっぱりこういうところに対しては行政として、あるいは先ほどのJAとのタイアップして、そこあたりでもう少し、うちのまちから出さない方向立てとか工夫とか、口蹄疫もウイルスがはっきりしない状況ですから、はっきりとこれと言えないんでしょうけれども。

今後うちのまちからこういうのは出さないようちゅう意気込みを町長として、町民の方々にどういう意気込みで訴えていかれるのか。また、私は出してはならないと思っておりますので、行政としてどういう取り組みをされていくのか、ちょっとお聞きしておきたいと思えます。

○町長（日高 政勝君）

確かに今社会的にいろんな病気が新しいものが発生をする。そしてまた、いろんな災害もいつどこで発生するか判らないという不安な社会になっているわけですが。

それだけにやっぱり日ごろの危機管理意識を、こういう通常の平穏な時期のときほど、やっぱり危機管理意識というのを持つべきではないかと思っておりますので、御指摘にありますとおりいろんなところでいろんな機会にまた皆さん方にうたてていく、意識を高めていただくことは大事なことであるかと思っておりますので。

もう既に梅雨の時期に入った地域もございますけれども、もう雨季を前にしまして、やはりあらためて18年7月災害のことも頭に入れながら、やっぱりそういう対応をしていく、そしてまた、こういう新しい病気に対する対応について、かねてからの衛生管理というんですか、そういうことについてもやっぱり励行していただくようなことの注意の喚起というのは必要かなと思っておりますので、今後いろんな機会にまたその辺については、啓発等について努力をしていきたいと思っておりますので。

○川口 憲男議員

ぜひ町長のその危機管理意識、これはもう全町民が持たなきゃならないことだろうし、テレビの中の川南やら、あるいは綾町でしたか、きのう出てこられた方も自分のところに来るのはどうかということも悲観されておりましたけれども、まず自分たちがそういう出さないという工夫もものすごく大事じゃないかと思えます。担当課も係もあるわけですから、そこあたりでも重々していただきたい。

それと、この補正予算とは関係ございませんけれども、町長、災害のこともおっしゃいましたけれども、18日の雨、相当な雨でしたけど回りますと、至るところで側溝が詰まって家の裏に流れ込んでいるところもありましたですけれども、やっぱりそういうふうにして日ごろの危機管理をもう少し役職と言っていいのかな、庁舎内的にもそういう危機管理を持って対応されていけば、こういうことも防げるんじゃないかと思えます。ともあれ、危機管理意識を強く持つような状況をつくっていただきたいと要請しておきます。

○平田 昇議員

私もこの作業に、口蹄疫対策に関して質疑をいたします。

消毒の作業に参加しました、加わりました。ちょうど宮崎では8万頭を超える殺処分対象となる頭数が出てきたという報道があった日でしたが、驚いたことにそのほとんどは7万を超える頭数が豚だというのに、宮崎方面、宮崎ナンバーの大型トラックが豚を積んで何台も何台も通るわけです。作業に参加した者は、これは一体何だろうかと驚いたわけです。

私は帰ってきて、県の畜産課に電話したわけですが、ちょうど課長は会議中ですのでおられました。応対に出た女性の職員は、2度目に結果はどうでしたかと尋ねようと思って電話したが、今会議に入っておりますということで返事はいただけなかったわけです。

こういった大事なことは、町長の指導部では、あるいは専門の立場の課長の間では、何か検討はされてないんでしょうか、不思議でならないわけです。

○町長（日高 政勝君）

今家畜衛生予防法の法律の中では、発生したところから移動制限地域というのが10キロの範囲で。それからまた20キロの制限、搬出制限という地域がございます。いわゆるそういう規定がありまして、今回は以前の場合は50キロとか、その範囲が決まっておりますけれども。

今回の場合20キロでされておるものですから、それ以外については何ら規制のあれがないものですから、確かにおっしゃるとおり20キロ圏外のところについては、やっぱり宮崎から牛豚

を積んだ方が通られるということで、非常に皆さん危機感を持った中で非常に矛盾点を感じていると。皆さん非常に侵入をするんじゃないかと、そういう危機感を持って、おっしゃるとおりの意見が出ております。

そういうことで、私どもが考える範囲じゃ、例えばその県に入ったら、その県のある程度の50キロとか範囲を広げて、あるいは規制をすると、そこまでしてもらえば安心感が出るのかなというのが確かな気持ちでございます。

今のところでは法的にそういうことになっておるようでございますので、その辺はまた今後一つの課題として、議論の場になってくるのではないかと、そういうまた意見も申し入れることも必要なと思っているところでございます。

○木下 敬子議員

ちょっとお尋ねしたいんですけど、私の身近にヤギを飼っていらっしゃる方がいらっしゃるんです。それで心配で町のほうにお尋ねしたら、何かヤギは家畜でなくてペットだというようなことを言われて。それで、その対象にならないと。ほいで消毒液も町からも配布されないというようなことで、その方御自分できちんと石灰やらまいていらっしゃるんですけども。

やっぱりヤギなんかも、私どもが考えると心配な部分ではないかと思っているんですが、そのところをちょっと。

○農政課長（平田 孝一君）

おっしゃるようにヤギも偶蹄類、蹄が2つ分かれておりまして、当然この口蹄疫の一応対象家畜であります。そのペットあるいは家畜の区分であります、一応使用の状況がどうだったのか、実はきのう石灰を配布いたしましたけれども、一応ヤギを飼っておられる方についても石灰の配布をしております。

○木下 賢治議員

実は私、昨日帰ってきたわけですがけれども、柏木委員長と全国の正副議長研修に参加させていただきました。その中でも県内の議長さんたちとお話をする機会があったわけですがけれども、ほんと口蹄疫で持ちきりでした。本当に湧水町の議長もいらっしゃったわけですがけれども、3キロ先に発生しているという話でもう必死の状況で、町民からも涙ながらの電話が毎晩のようにあるというような話で、そういう話で持ちきりだったわけですがけれども。

町長にお伺いしたいのは、やっぱりこういう流れてくるものですので、やっぱり隣接町との連携というものの大事さというものを感じております。

緊急事態の発令もあったわけですがけれども、そういう防疫に対しましても、そういう発令に対しましても、やっぱりそこ辺の近隣の町との連携というものの必要性を感じているわけですがけれども、そこ辺の考え方を伺いたいということと。

実は昨夜、空港から8時半ごろ帰ってきたわけですがけれども、先ほどの質問があったように、私の前を宮崎のトラックが「せの11の40」というナンバーでしたけれども、トラックに豚を積んでいるわけですね。後ろにトラックに看板の名前も何も書いてないわけです。

私どもの町が消毒をやっているところを通るわけですがけれども、看板もない、ましてやそういうその時間を7時以降を見計らって来るような行動というものに対して、私は。確かにそういう制限区域ではないから、かんまんたつと言われればそれだけでしょうけれども、やっぱり意識的なものだと思うんですね。これはやっぱり県を通じて宮崎県側にも要請するべきじゃないかということを感じました。

それと湧水の議長さんの言われるには、県境からの国道もなんでしょうけれども、支線も全部湧水町は封鎖しているそうです。それで絶対横道からにや入らんことちゃうようなことで、本通

りだけを通すような体制をとられているようですけれども、そこ辺はどうかということと。

帰るときに消毒をする広場のほうにマットを敷いてあるわけですね。あれをもう少し道路の真ん中に敷いてするちゅうことはできないものかと思うんですけれども、そこら辺の考え方を聞かせていただきたいと思います。

○町長（日高 政勝君）

これだけこういった広がりを持っていきますと、当然近隣市町との連携というのは必要でございますし、これまでも関係の市町が寄って話し合いをする機会もありましたし、また薩摩川内市とか、あるいは近隣のところとも当然関係課でも連携をしておりますし、私もそういう形でやっておるわけでございますので、この辺は十分連携はこれからも進めていきたいと思っております。

やっぱり牛豚を積んだ車の移動の関係については、ほんと心情的にいつて納得できないところもあるところでございます。これは当然やっぱり発生した県が、自主的にその辺は十分あれを出していただければありがたいんですけど、やはり県外についてはこういった食肉処理の関係に限られた地域でありますので、そこに持っていくのかも判りませんが、とにかく今後の法的な問題も含めて、やっぱり検討の余地があるのかなと思っております。

それから、道路の関係については、今は2箇所国道についてはやっておりますけれども、今のところ本町のところまでは搬出制限のところの一部かかっているところでありますので、最大限そういう形の取り組みをいたしております。それぞれ支線までとなりますと、やっぱり警察の関係とか、あるいはいろんな関係機関との調整も必要でございますので、今後状況を見ながら対応をしてみたいと思っております。

シートにつきましては、とにかく一般車両までやっぱりする必要があるのかなと思っております。現在脇道という形でしておりますけれども、これからあとで予算には出てまいりますけれども、通常の通行線の中にそこに入り込むようなところにはマットを敷くように、今回予算措置もしてございますので、夜間に対しても24時間態勢でそういう形をとりたいと思っております。

○議長（中尾 正男議員）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案3件は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

異議なしと認めます。

したがって、ただいまの議案3件は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。

ただいまの議案3件について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

討論なしと認めます。

これから、ただいまの議案3件を順に採決します。

まず、議案第36号を採決します。

お諮りします。本案は、これを承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

異議なしと認めます。

したがって、「議案第36号 専決処分の承認を求めることについて」は承認されました。

次に、議案第37号を採決します。

お諮りします。本案は、これを承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

異議なしと認めます。

したがって、「議案第37号 専決処分の承認を求めることについて」は承認されました。

次に、議案第38号を採決します。

お諮りします。本案は、これを承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

異議なしと認めます。

したがって、「議案第38号 専決処分の承認を求めることについて」は承認されました。

○議長（中尾 正男議員）

ここでしばらく休憩します。再開はおおむね11時とします。

休憩 午前10時49分

再開 午前11時00分

○議長（中尾 正男議員）

休憩前に引き続き、会議を再開します。

△日程第6「議案第39号 平成22年度さつま町一般会計補正予算（第2号）」、日程第7「議案第40号 平成22年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）」

○議長（中尾 正男議員）

次は、日程第6「議案第39号 平成22年度さつま町一般会計補正予算（第2号）」から日程第7「議案第40号 平成22年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）」までの議案2件を一括して議題とします。提案理由の説明を求めます。

〔町長 日高 政勝君登壇〕

○町長（日高 政勝君）

議案第39号及び議案第40号につきまして、提案の理由を申し上げます。

まず、「議案第39号 平成22年度さつま町一般会計補正予算（第2号）」についてであります。今回の補正は、梅の霜害及び口蹄疫に対する支援対策として、農産園芸費及び畜産業費に要する経費を補正しようとするものであります。

本町の特産品であります薩摩西郷梅が本年3月11日の凍霜害によりまして大きな被害を受けましたことから、農家の生産意欲喚起と次年度対策を図るため、梅の防除に係る薬剤費の一部を助成しようとするものであります。

南高梅の産地づくりの取り組みが始まってから20年が経過をいたしまして、平成18年度出荷量においては1,000トンを超えるなど産地づくりに大きな拍車がかかったところですが、それ以降思うように収穫量が増加しない中で、本年産は花付きも良く豊作が期待をされた矢先の今回の凍霜害でございまして、梅農家の方々についても大きなショックを受けておられるところでございます。

一方では、本年3月にはさつま町梅振興会が商標登録申請をしておりました「薩摩西郷梅」が登録をされまして振興会では伊藤鹿児島県知事に揮毫を依頼するなどして、これから大きな期待を寄せていただいただけにダブルショックとなったところでございます。

このままでは梅栽培農家の生産意欲が減退をし、ひいては梅の栽培管理が行き届かなくなることが懸念をされましたことから、梅産地存続の危機を脱していただくということを判断をいたしまして、産地維持及び育成の観点から防除費用の一部を助成を行おうとするところでございます。今回が特例の措置として考えているところでございます。

また、口蹄疫につきましては先ほど申し上げたところでございますが、畜産農家の支援対策としまして薩摩中央家畜市場での5月競りが伸びましたこと、また、6月競りにつきましても現状から見ますとなかなか開催については難しい状況が予測されるということを想定いたしまして、5月競り分の212頭、及び6月セリ分の433頭、これらの出荷予定の子牛1頭当たり一月の飼料代約2万円ぐらにかかるということでございますので、半額の1万円を助成をしようとするものであります。5月競り2カ月分、6月競り1カ月分、それぞれ所要の予算を計上させていただいたところでございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,614万6,000円を追加いたしまして、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ128億6,504万円とするものであります。

今回につきましても財源については、特に特別交付税ということは計上しておりませんけれども、これらについては今後特別交付税を要求してまいりたいと思っているところでございます。

それから、口蹄疫関係について加えさせていただきますけれども、マットについては県のほうがきょうの午後からさつま町の2箇所についても応援をしていくというようなことでございます。また、夜の関係については24時間態勢できょうの夜からしたいということで考えております。

これにつきましては、鹿児島県、それから薩摩川内市、JA、共済組合、そして町も一緒になって2交替で夜は行いたいと思っているところでございます。

なお、建友会のほうにおかれましても明日から夜の2交替で各消毒ポイントに1名配置をしていただくというようなことでございます。

次に、「議案第40号 平成22年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）」についてであります。これにつきましては、総務一般管理費に要する経費を補正しようとするものであります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ240万5,000円を追加し、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ31億7,072万3,000円とするものであります。

内容につきましては、それぞれ所管の課長に説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いをいたします。

〔町長 日高 政勝君降壇〕

○財政課長（下市 真義君）

それでは、「議案第39号 平成22年度さつま町一般会計補正予算（第2号）」について御説明申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○健康増進課長（村山 茂樹君）

それでは、議案第40号の説明をいたします。「議案第40号 平成22年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）」について御説明いたします。

〔以下議案説明により省略〕

○議長（中尾 正男議員）

これから順番に質疑を行います。

まず、議案第39号に対する質疑を許します。質疑ありませんか。

○米丸 文武議員

先ほどのところでもいろいろ口蹄疫で質問が出ておりましたが、まず、この梅のことにつきましては特例というようなことで、消毒作業等に対する助成をしていただきまして、何とか生産者の皆さん方もそれを受けまして管理をしようというような形でなっております。

これが、実際のところ10%程度というような収量がございましたけれども、青梅の収穫時期を迎えるわけでございますけれども、実質どれぐらいまでになったのか。本当に現場を見てみますと、それ以上の被害だというような感じがするところでございますが、それにつきましてどれぐらいまでの収量が見込まれているのか。

それと、青梅等についてこれまで販売されておりましたところの対応を、どのような形になっておるのか。その点についてお判りでありましたら、お聞きしたいというふうに思います。

それから、口蹄疫の関係でございますが、昨日の新聞によりますと、もう国のほうでウイルスでもって殺処分の家畜については、10キロ以内にそれを注射をすると。20キロ以内は要するにもう広がる前に販売をしてしまうというようなことで、その地域にそういうウイルスのいる家畜をおかないというような形での終息を図るというようなことになっております。

これにつきまして、えびのが何で外されているのかなということを大変不審に思うわけであります。私どもの鹿児島県、また、このさつま町におきましても、えびのが一番近いわけでございますので、ここいらの対応というのは実に私は納得いかないというふうに思っております。

それと、もう一つは防疫体制でございますが、鳥とかネズミとかで、どんどん広がっていく可能性もあるんだというようなことも言われております。また、イノシシ、シカ、こういう野生の要するに2つの蹄を持った動物が、これが近隣におったのがどんどん広がっていく可能性だってあるだろうと思うんですが、こういう方面に対しても大変な驚異を感じておるところでございます。そういうようなこと、その点についてお考えをお伺いしたい。

それから、もう1点でございますが、このウイルスを注射されますと、要するにウイルスの清浄国というようなことで（「ワクチン」と発言する者あり）あ、ワクチンですね。ワクチンによる清浄国というようなことで、輸出等に対しても相当な影響もあるだろうというようなことも言われております。

鹿児島県もこの牛肉、それから黒牛、黒豚を相当出しているというようなことに新聞でも出ておりますけれども、相当家畜の価格というものに転化されてくるんじゃないのかと思うんですが、それは言っておられないというのが実情であると思いますけれども。そのような点についての考え方というのは、国のほうはどういう考え方をしているのか判りませんが、お判りであったら御説明いただきたいというふうに思います。

この3点をちょっとお伺いしたいと思っております。

○町長（日高 政勝君）

まず、梅の収穫量の関係でございますけれども、青梅につきましては出荷見込調査というのを青梅部会のほうで調査をいたしております。約会員150名ということでございますが、回答をされた方は61名ということで、生産量は50トンぐらいになるのかなということでございます。

そのうち出荷申込量というのが30トンということでございまして、残りが完熟ということになるかと思えますけれども、この青梅につきましては山元酒造とか、あるいは濱田酒造ですか、こういうところの申し込みが大体それぐらいのところが出ておるようでございます。

それから、口蹄疫の関係でワクチンの関係ですが、一昨日国の対策本部としての考え方が示されております。いわゆる10キロ範囲の移動制限のところについては、まだ20万頭ぐらい牛があるという、超える牛があるということでありまして、それらについてはワクチンをしていわゆる蔓延防止を図りたいというような考え方が示されております。

そしてまた、それ以外については国のほうで買い上げをして、すべて出荷をしていただきたいと。それについては民間の食肉処理場で引き受けて一般の食肉として出したいというような考え方が示されております。

ただ、きのうの情報から見ますと、なかなか畜産農家の皆さん方、牛も例えば1頭60万とか、豚が3万5,000とかいうような価格が示されておりますけれども、牛によってはなかなか価格的に補償の額が納得できないというようなことがありまして、なかなかその辺が合意が進まないというのがあるようでございます。できるだけ終息を早くすることでの特別な計らいだと思いますけれども、そのような取り組みが今進められているというようなことでございます。

確かにワクチンを打ちますと、ワクチンによる清浄国だということになりますので、それについてはやっぱり外国のほうではそういう見方をされますと、なかなか日本からすると輸出に対する影響というのは当然出てくるのかなとは思っております。

非常にワクチン接種についても、その辺のところがあって、なかなか今までは接種までは至らなかったんですけれども、これだけ多くの頭数がありますと早く抑制をすると、その期間としてはやっぱりワクチン注射ということも考えられたようでございます。

それから、えびの関係につきましては、4例ぐらい出ておりますけれども、最終的に出ましたのが5月13日でありますから、それから今のところ発生が増えるという状況にないということで、一応4例があちこちあるということもあって、今の段階ではそういうような状況から今回の対象には外されておるようでございます。

いい方向に受け取っていいのか、その辺はまた見方もいろいろあるかと思えますけれども、そこだけ対象外になったのは、蔓延が川南とか都農とかあの辺としたら、若干少なくなって対象外になったのかなという見方もされますので、ある意味ではよかったという感じも受け取れないこともないと思っているところでございます。

これもすべてやっぱり20キロ圏内に2戸ですか入っておりますので、そういう方々についてなら、もし対象になったときにこの価格で補償されたときに納得をされるかということもありますので、その辺のところまで今のところ来ておりませんので、ある意味では幸いな面もあったのかなと思っております。できるだけそういう被害のないように考えていかなければならないと思うところであります。

それから、小動物によるいろんなこういう伝播があったんじゃないかという見方もされておるようでございます。確かにネズミとかハエとか、あるいはこういった鳥、イノシシ、シカとか、いわゆる飼料を食べにきてとかいう話も出ておりますけれども。

それらのことについてもやっぱりどういうふうに対策をするかということについては、非常に

目に見えない形で、ところによっては殺虫剤を配ったり、あるいは酢をまいたりとか、あるいはそれ以上の防護柵を引いたりというようなこともあるようですが、なかなか今のやり方の域を出ていないというようなところでございます。何とかそのようなところも細心のやっぱり注意も払っていくことは大事かと思っているところであります。

○米丸 文武議員

青梅のことにつきましては、濱田酒造、山元酒造なりのところが多いというようなことでございますけれども。その向こうの要するに注文というんですか、それに対して対応はしきれたのかどうか、どういう状況なのかということだと思っております。

やはりある程度そういうようなことで、向こうの生産というようなこともあるわけでございます。原材料をそれぞれやっぱりできるだけ加工してすることが、今後の販売につながってくるだろうというふうに思っているわけなので、その点の状況はどうだったのかということをお聞きしたかったわけでございますので、判っておりましたら、それをお聞きしたいと思っております。

3回までですので聞いておきますが、いろいろの国のほうでも、やっというんな形の中で、大変農家の皆さん、また畜産の関係についても対策を出していただいたわけでございますが、一方ではワクチンの接種によります終息を願わざるを得ないのかなというふうに思っておりますので、ある程度の輸出等に関するそういう関係での影響というのは受けとめざるを得ないのかなというような気もしますけれども、そういうところはまた価格とか、そういうふうな面での国の助成でもって補てんでもしていただければというようなことになってくるわけでございます。

えびのが13日以降発生してないので終息しているというような言い方をされますが、これが今までも宮崎に入ってきた事態のことも原因も判らない状況ですね。それが向こうの中で、えびののほうに牛を移された関係であそこで発生したということですが、特別な措置をしてあって、そういう終息に向かっているのかどうか、そこのあたりのことがほとんど見えないんです。

ですから、先ほど私がさっき言った、いろんなネズミですとか、そこいらにいるイノシシだとかシカだとか、そういうものにうつったときに、これはどうしようもなくなってしまうだろうというふうに思うんで、そういうようなものに対する措置というのを、本当何とかやっぱりするべきなんじゃないのかなという気もします。

それで、やはりできれば宮崎の今の川南町とのあちらのと同じような措置がされれば、どちらかというと安心なんじゃないのかなという気もするもんですからお伺いしているところです。

さつま町も永野のほうが2戸ですね、20キロ圏内に入っておりますから、その方々に本当に気の毒だといえは気の毒、入ってそれに感染したりすることで、また広がることでまた被害も拡大するという点からすれば、そこ辺のとの取り扱いというのもやはりもうちょっと検討して、国のほうももらえないものかどうかという気がするんです。このことについてまたお考えをお聞かせいただければと思います。

○議長（中尾 正男議員）

議長からお願いします。質疑、答弁はできるだけ簡明にお願いをいたしたいと思っております。

○町長（日高 政勝君）

先ほど梅の関係については申し上げましたとおり、今のところ50トンの見込みがあるというようなことで、報告があった時点では。その中に酒造会社のほうで、やっぱり酒造会社も当然ことしは被害を受けたということは十分承知をしてございますので、業者のほうからお申し出があった山元酒造が15トン、それから生協Aコープで5トン、それから濱田酒造5トン、白金酒造4トン、その他1トンというぐらいですね。そこも御理解の上での申し出の規模として、30トンがあるというようなことで、御理解をいただきたいと思っております。

それから、確かにえびのの関係については国の判断がそうされたと思っておりますが、5月13日以降大変なまた消毒等もされて治まっているのかなと思っております。それが私どもとしては、これ以上拡大しないことを願っているわけでございます。できるだけ、さつま町区域が広がるようなことがないように、最大限の希望を持っておりますので。その辺のことについては、これからもまた地域の方もそういうふうに使っていらっしゃるかと思いますので、対応はまたしっかりとしていきたいと思っております。

○米丸 文武議員

最後にお聞きしますが、前日の14日に緊急事態宣言をされまして、いろんなイベント等、会合等も自粛されておるわけでございますが、大きなホテル舟の事業ですとか、いろんなものが縮小、少年のスポーツ大会等もいろいろ、また今後のスポーツコンベンションによるいろんな大会も中止になるんじゃないかと言われておりますが。これまでに準備等にも相当費用もかかっているだろうと思うんですが、実質こういうようなことがしますと、畜産農家だけじゃなくして、いろんな関係の方々まで影響を受けるわけでございますけれども。

これもそういうような病気、ウイルスの感染を阻止するためのことだというふうなことで御理解もいただいて、協力もいただいておりますが、どれぐらいの経済的にそういうような負担になってくる見込みなのか、その点等については、どのように判断されておるのかなということですけども。その点が大体つかんでおられましたら、御説明いただきたいと思うんですが。

○町長（日高 政勝君）

このような緊急事態でありますので宣言もさせていただきました。とにかく畜産農家の心情を考えますと、これはもう大変なことではございまして、また本町は今まで申し上げておりますとおり、全国でも有数な子牛の価格の地帯でございますし、もし入ったとなりますと、これは経済的には大きな損失になるし、地域経済に与える影響というのはものすごいものがあると思っております。

また、町全体のこの活性化にも大きく影響をすることありますから、この辺については行政としても最大限の努力をしていきたいと、こういう気持ちで取り組みをいたしているわけでございます。

確かに、このようなことから各種のイベントなりスポーツ、文化、こういった行事等についても控えをさせていただいて、御協力もいただいておりますのでございます。準備経費とか、それなりの経費もお要りになって負担も生じたかなと思っております。

その辺は十分理解をいたしますけれども、今回の事態については、それ以上のやっぱり御理解を賜らないことには、私は町全体のことににかかわることだと思っておりますので、その辺のまた理解があつて、そういう中止、延期もしていただいたものと考えているところでございます。

経費的な問題もありますけれども、その辺はやっぱりこういう事態であることをお互いに共通理解をして乗り切っていただく。このことがまずは大事であると、こういうふうに認識をいたしておりますので、その辺のまた御負担があつたことに対しては、それをどうこうというところについては、もう計算もいたしておりません。当然あつたらうと思っておりますが、そこをどうしようというところまでは踏み込んで考えておりませんので、今後はお互いにこういう事態を共通理解を持って一緒になって乗り切っていく、このことがまずは大事だと、そういうふうに理解をいたしているところでございます。

○平八重光輝議員

まず、梅からお尋ねいたします。なぜ梅かと、梅だけかとお尋ねするつもりでしたが、今特例でというお話でしたけれども、他の作物については全然考えられなかったのかお尋ねしますが、

例えば、カボチャを植えた方が1,000本ぐらい全部駄目になったとか、ブロッコリーを植えた方が1万数千本植えたけれども3,000本ぐらいしかとれなかったとか、柿については御存じのように柿も新芽を全部やられました。やられただけじゃなくて、そのあとに新しい芽が出なければ、その枝は全部枯れて落ちて落ちます。それでもとに返るのに2年、3年かかるわけです。梅は幸いに葉っぱがあって、来年はまた正常になる可能性は非常に高いんですが。

そこで、この生産額も多くて特産品であるという話でしたから、なぜ梅だけかちゅうのはお聞きしませんけれども、対象農家はどのような範囲でされるのか。何戸ぐらいあって、1戸当たりどれぐらいの助成を想定というか計算されているのかお尋ねいたします。

それと口蹄疫についてであります。先ほど2人の方が言われましたけれども、前回の全員協議会の中で私が受けた感じでは、町長のお話ではまだ遠いところのお話かなという感じを受けました。

しかし、そういう中で我々議会から非常に強い申し入れをして対策をすぐ打たれたわけであり。私も全員協議会が済んだあとにちょっと反省しまして、強く言い過ぎたかなと心が痛んだんですけれども、結果としては午後から会議をされて、すぐあしたから対策を打ちますと、消毒をしますという話を伺って、これほど広がるということも予想してませんでしたけれども、そういうことについては、その対策を打たれて我々も強く言ってよかったのかなと思いましたけれども、事は非常に重大であります。

一つは、そのときの話の中で、JA系とか商社系とかいうお話をされて、ちょっと対応が違うようなお話ちゅう感じを受けたんですが、現在は町内の全畜産農家に同じように指導といいますか、いろんなお話をされているのか、あるいはまた国、県から具体的なこういうことをやってくださいというような指示があったものかお尋ねします。

病気が入れば、商社系も農協系もないわけで、そこは全滅ですから、病気は選んではきませんので、ぜひ統一したやはり対策をできるだけ自分たちでとれる範囲の最大限の努力をさせていただきたいと思います。その中で、実際同じような防疫のための対策をされているのかお尋ねをします。

そして、もう一つちょっと心配するのは、豚の感染が非常に多いと。きのう、おとといの農業新聞を見ますと、豚の感染力というのは牛の1,000倍ぐらいあるんだというような。それは排泄が多いということなんでしょうけれども、その中でえびの市が出まして、えびのが今とまっているということなんですが、私がちょっと心配したのは非常に雨が多いでした。雨が多ければ、豚の豚舎の汚水パイプがあふれる恐れがあります。

そうした場合に、川内川等に流入しまして、このさつま町あたりにも影響はないものかちょっと心配、要らぬ心配かもしれませんが、ちょっと心配をしておりました。その辺の影響というものはもう考えられないものかお尋ねしたいと思います。

○町長（日高 政勝君）

梅の関係、なぜ梅だけかという考え方があるかも知りません。確かにそういう見方もあるかも知りませんが、先ほど提案理由の中で御説明申し上げましたとおり、やはり平成3年の時代からずっとさつま町の今はそれこそ特産として位置づけがされておるところでございます。

面積的にも今のところ80町歩ぐらいになっておりますが。やっぱり多いときで2億円ですか、の売り上げもあるということがございますし、現在は若干減ってきておりますけれども、やはりこういう一つの町を代表するような産地であるということでございます。

農家としましてかなり多いし、面積も抱えている、いわゆる面積的には九州一ぐらいの面積を有しておるわけでございます。

こういうやっぱり産地がなくなるという危機感が今はあるわけですので、ここを何とか踏みとどまってもらって、さらに継続をしてもらいたいと、そういう思いがございます。

そういう意味で、今回は特例として、とにかく来年の生育に向かって消毒をしてもらったり、肥培管理をしてもらったり、そういうことをやっていただく、このことをやっぱり今は大事なことでないかと思っておりますので、そこを実施していただくために措置をお願いしているということでございます。

確かに梨につきましては、被害を受けておりますお茶もございました。そしてまたおっしゃるカボチャとかございます、柿についても。ただ今申し上げましたような事情等もありまして、梅についてはやっているということでございます。

梨については、品種がそれぞれ時期、時期によっていろいろございますので、被害を受けた品種、被害を受けない品種、全面ということまでは至っておりません。

そういうことで、品種によってはまだ晩生の品種なんかを組み合わせると、その辺の壊滅的な状況にはないと判断をしているところでございますし、柿についても確かに被害がありますが、共販制度、梨についても共販とかそういうところまではいっておりませんし、生産グループ化もないということでございます。

そういうことで、すべてについてできればよろしいんですけども、先ほど申し上げましたような事情もありまして、そのような特別な措置として対策を講じてきたところでございます。

口蹄疫はまたほかのところでお答えさせていただきます。

○農政課長（平田 孝一君）

梅の防除費用の関係でございますけれども、今回53万5,000円を計上させていただきましたが、積算基礎としましては、梅の栽培歴に基づきまして、3月から6月までの10回分の防除費用として、1本当たり散布量20リットルの20本、これは10アール当たりとして2万3,450円とさせていただきます。そして、収穫可能面積を70ヘクタールとして、実際に防除をされる見込みとして、その65%として補助対象事業費1,066万9,750円を見込み、その50%補助として53万5,000円を計上したところであります。

梅栽培農家が現在150名ほどいらっしゃいますけれども、平均しますと大体4.6アールの栽培面積になられるようでありまして、多い方につきましては、やはり1ヘクタールを超えられる農家もあるようでありますが、平均でいきますと大体1戸当たり5万4,000円の補助というような形になるようでございます。

口蹄疫の埋却の関係であります。現在口蹄疫に一番適した処分というのは埋却ということで、埋却処分が進められておりますけれども、川南あたりでは埋却する場所がないということで蔓延しているという状況であります。

えびのについては、そういったことがなく埋却処分が順調に進んでおりまして、今5月13日以降発生していないという状況であります。えびのについてはそういった埋却処分地があったということですが、その場所の問題、地下水汚染等の問題もありますが、そういった場所につきましては、行政あるいは市町村、県が一応場所も選定するようですので、そういった適地といたしますか、そういった公害等を起こさないようなそういった場所を選定されて、埋却処分がなされているものと考えております。（「課長、統一的な指導ができるか」「埋却じゃなくて指導、消毒とか薬の配分とか」と発言する者あり）

防除の方法等につきましては、農水省あるいは県からマニュアルが届いております。消毒液の配布とか、そういう際にプリントして畜産農家のほうにも配布をいたしております。そういったマニュアルに基づいてやっているところでございます。

○平八重光輝議員

梅について再度お尋ねいたしますが、旧薩摩で専門的にといいますか、特産化するために梅をつくられている方を梅農家ではありますが、ほかのところ、旧薩摩を含めて梅を何本が植えて共販には出してないけれども、幾らかの収益、利益を上げるためにつくって販売もされている方もいらっしゃるわけであります。

そういう中で、助成の対象となる梅農家の方はどういう対象の方でしょうかというお尋ねをしたんですけれども、ちょっと私の尋ね方が悪かったのか。例えば旧薩摩でも振興会に入っている人だけの助成なのか、あるいは入ってなくても申請をされればそういう助成があるのか、その辺をちょっとお尋ねいたします。

○農政課長（平田 孝一君）

補助金の交付基準であります。一応事業実施主体として、さつま町梅振興会及び振興会以外の南高梅栽培者と考えておりまして、南高梅の産地づくりを進めるにあたりまして、苗木の配布そういったときに一応5アール以上を栽培される方、そして振興会に入っていただくということを最初に条件としてされたようであります。

そのようなことから、一応振興会に入っておられる方、5アール以上というようなそういった形でさせていただきたいと思っております。それと振興会以外の方についても脱会をされた方があられると聞いております。そういったやはり栽培農家についても一応今回は補助金の交付をさせていただくという考え方でおります。

○平八重光輝議員

あと口蹄疫につきましては、指導といいますか、文書配布はしてあるということですが、その消毒液とか石灰も相当配られたようですが、その辺の平等といいますか、希望されるところには全畜産農家に配布してあるというふうに理解すればよろしいんですか。

○農政課長（平田 孝一君）

牛と豚の飼養農家に対しまして、牛につきましては石灰を、豚の飼養農家につきましては消毒液を配布いたしております。

一応基準がございまして、石灰につきましては1頭から4頭までが5俵、たしか5頭から9頭までが10俵というような形で、そういった基準がございまして、一応飼養されている農家については配布をいたしております。

○議長（中尾 正男議員）

商社とか農協系とかそこは関係なく全部ですか。

○農政課長（平田 孝一君）

一応これはもう国の事業でありまして、一応そういった商社とか関係なく、一応飼養農家という考え方でやっております。

○新改 幸一議員

口蹄疫の関係で、自主消毒用主要機器借上料ちゅうことで40万6,000円計上させてもらっておりますが、実は畜産農家が大変、一番苦勞されていらっしゃるわけですが、次に民間で苦勞しているのが郵便事業会社なんです。もう毎日単車で配達、郵便、ゆうパック、荷物を持って走るんですが、今宮之城局、鶴田局、薩摩局、畜産農家のところに行ったときに「ここからさきいってくんあ」とか、しかられるのか、ぴりぴりされていらっしゃるわけです。

郵便事業会社も自主的に自分たちで消毒しようと、宮之城局は宮之城局で消毒液を単車に出発するとき、帰ってきたときにしようじゃないかということで話が出まして、恐らく昨日郵便事業会社の課長が御指導をしてくださいということで来られたと思うんですが、そういう郵便事業会

社に機器をきちっと与えて消毒をするような体制になったのか。もしそういうことができて自主的にしますと、町の防災無線等で郵便のバイクはきちっと消毒をして走り回っておりますという、そういう放送もできないのかというのも内々に職員間であるわけですが、そこあたりの御指導というのはどんなふうにされたものか、判ったら教えていただきたいと思います。

○農政課長（平田 孝一君）

郵便配達の方々のそういった消毒の関係であります、おっしゃいますように確かきのう郵便局会社のほうから来られて畜産係と打ち合わせをされたと聞いております。私も立ち会っておりますが内容は判りませんが、一応会社のほうで簡単なそういった噴霧器、背負いでもいいですし、そういったものを買われて消毒をされたらということで、こちらのほうからは言ったと考えております。そういった事前の話をしたところであります。

それと、農家の方々であります、自己防衛という形で畜舎に近づかないようにポスト自体を自宅の畜舎から遠い入り口のほうにもう設置をされている農家も多々見受けております。ですから、やっぱりそういった自己防衛、自分たちでそういったことも農家の皆さん方されておりますから、また郵便局会社のほうも気を使っただいておりますし、畜産農家も自分たちで自己防衛をされているところもあります。

そういったことで、畜産農家が自らやはりそういったことを、ポストを移すなり、そういったこともされるような形で機会があれば、お伝えをしていきたいというふうに思います。

○新改 幸一議員

そこあたりは連携をとってやっていただきたいということと、そういうのが徹底しますと、さっき言いましたように、防災無線等で何かそういう畜産農家の皆さん、町民の皆さん方に、赤バイクはきちっと消毒をして回っているんですよちゅう放送あたりはできないものか、やり過ぎなのか、その点どんなふうに解釈されますか。

○農政課長（平田 孝一君）

ただいまの御意見であります、町のほうで今回消毒薬を購入して配布をする計画があります。その際に、その旨をまた1戸、1戸に配布をしますから、その旨をまた伝えるようにさせていただきますと思います。

○川口 憲男議員

農政課長、ちょっとお聞きしたいんですが、先ほど口蹄疫対策の子牛の競りには1万円の助成をするということがありましたけれども、例えば5月から終息があるまで、人工授精師の方が授精作業の拒否をされますよね。そうなったときには、例えばえびのの例をとれば来月の初めまでですよね。大体21日の終息が来たら。そこあたりで終息をされるのか、あるいは川南の対応を見て終息をされるのか。そうなったときに、その授精作業がどこまで拒否でいかれるのか、そうなったときに、その頭数というのがどれぐらいあるのか、把握されていたらお聞きしたいと思います。（「授精の判断基準は」と発言する者あり）

○農政課長（平田 孝一君）

人工授精師の関係であります、郡の人工授精師会のほうで一応5月15日から終息するまで授精作業をもうしないという申し合わせをされたようであります。そのようなことから、そういった授精ができないという事態が発生してまいります。ただ終息宣言であります、実際川南とえびのと大きく分けて2つの地域であるんですが、終息宣言につきましては最後の殺処分が終わってから6週間以内にそういった検体が発見されない場合に宣言を行うというようなことがあるようですので、大分はやり長引いてくると思います。

そのようなことから、今5月の末で見えますと大体200頭から210頭ぐらい、そういった

た間ですけれども、そういった牛が影響してくる、そういった空白期間が生じてきますが、これもやむを得ないことなのかなと思います。

○川口 憲男議員

課長、例えば授精を拒否というようなところがあって、今私は3週間でいいのかなと思って、6週間ということで相当長い期間になると思います。

たしか川南とか都農町のから来る優秀な種の安福か、そういうような種があって、こっちにも持っていращやる方がいらっしゃるんじゃないかと思いますが、やっぱりそういうところまで影響が出るのかをお聞きたいです。（発言する者あり）議長、課長あとでもいいです。専門的にになりますから。

○木下 賢治議員

もう端的に、ほかの行政団体で補償対象がもう3万とかあるようです。結局その算定基礎、うちは1万ということなんですけれども、ほかのまちの何かそういう情報提供はされておりますか。

○町長（日高 政勝君）

今の情報から競りが一番早かった競りが伸びたのが曾於市です。4月が伸びておりますので、あそこがいち早く1頭1万円ということでやっておりますが、ほかの市町村が随時あちこち出てきますけど、どこも1万円ですね。ほいで国が定めました殺処分の関係については、豚が3万5,000円ですか、牛が60万とかそういう金額は出ておりますけど、この助成については、特に今3万というところまではちょっと聞いておりません。ほとんどが月1頭当たり1万ですか、それでやっておるようです。

○議長（中尾 正男議員）

ここでしばらく休憩します。再開は午後1時5分とします。

休憩 午前11時58分

再開 午後 1時05分

○議長（中尾 正男議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

議案39号に対する質疑を続けます。質疑ありませんか。

○麥田 博稔議員

先ほど財源のこともちょっと話が出ましたが、一応前3月議会ですか聞いたときに、6億弱、5億数千万の繰り越しがあるというようなことで、半分財調に積んだときに、あと幾らですけど、大体今の時期だったら判っていると思うんですけれども。どのような状況なのか伺いたいです。

それから、町内の消毒等で、一応石灰とかいろいろ消毒液を配ったと言われたんですが、あとあとの確認をどうされたか。個人差が非常にあると思うんです。配ってまいってくださいねと言って、自分のうちの入り口だけに石灰をまいてる人もいらっしゃるし、その牛舎の周りちゅうかいっぱいされてる方もいらっしゃいますので、やっぱりその確認をしないと個人差があると。

みんな逼迫されていると思うんですけれども、極端に言うと高齢者の方なんかで1頭2頭飼っててですよ、「もう来たときは仕方なかじゃねえ」ちゅうぐらいで思われている方とかいらっしゃらないとも限らないので、やはり配布したやつが確実に利用されて効果が上がる体制になっているかどうかの確認をしていただきたいと思います。その辺の作業をどうされているのか。

それから、これだけ長くなってくると、商業関係に対する影響が非常に大だと思うんです。

連休中の前にも宮崎方面から来るのは合宿は一応自粛ということで、先ほどもらった行事等の取り扱いについてというのでも、制限区域の遠征、研修及び旅行等は控えると、これはまあ妥当と思うんですが。それから制、限区域からの研修等の受け入れ、これも自粛してくださいというようなことで、この辺は理解をするんですけども。

きょうから高校総体も始まっています。総体が終わりますと、1回戦、2回戦で負けた方なんか夏合宿に向けて、いろいろどういう強化をするとか、いろいろされますし、それから勝ったところも、またインターハイに向けての合宿等いろいろ出てくると思うんですけども。

それで中学校の大会の場合も中止をされて、現に旅館なんかでも宿泊で予約された方が、もう大会がないということで予約取り消しとか、それからこの前あったイベントですね。鶴田のホタル舟、これも7、8百の予約があって、そのうちの100何件が泊まり込みでということでキャンセルと、50人ぐらいは京セラの方は泊まりだけは泊まれたということですけども。

非常にその後、きのうから実際始まっているわけですから、まだあったと思うんですが、その辺の影響が非常に出てくると。

で、こっちでする大会はやめると、中学生なんかはこれから練習試合とか行くとなると、さつま町からのやつはやっぱりあそこが制限区域ですよ。20キロには入ってますので、さつま町は遠慮してくださいということになると、こっちは行けない。こっちのほうからは大会は中止、だから中学生の大会も困るし、また合宿が禁止になるとどうなるのかなと。

だから、その辺は教育長に聞いてみないと判らないんですが、体育施設等がありますよね。これからの夏休み等にかけて、いつ終息宣言が60日となりますと、またきのうも出ているわけですから、もう6月いっぱいとか長引いて7月、そうなりますと、合宿等の計画はだめになるんです。県内の人たちまで、その入らないようにするのか。それとももう体育館をそういうのには使用を禁止されるのか。スポーツ広場もありますけど、かぐや姫グラウンドとか。その辺の基本的な考えをお伺いしておきたいというふうに思います。

○財政課長（下市 真義君）

ただいまの財源の関係で、繰越金の見込みの状況ということでございます。今回の1号、2号補正、いわゆる一般財源を繰越金を充当させていただいておりますが、出納整理期間、あと10日間ほど残っておりますが、現在のところ試算をいたした段階では、大体実質収支の見込みが7億円程度というふうに見込んでおりまして、2分の1を下回らない額を財調に積み立てると。そうしますと3億5,000万以上と、その残り3億4,500万が繰越金ということでございまして、本日計上いたしております繰越金が2億2,200万ということでございますので、あと1億以上若干残っているという状況でございます。

○農政課長（平田 孝一君）

石灰の使用の確認のことではありますが、一応きのうまでで石灰の配布が終わりました。一応農家の皆さん方に取りに来ていただいて、一応配布の使用説明、取扱説明を一応お渡ししていただきたいというふうなふうにしております。

ただ、その前に自分たちで自主的にされている農家もありますし、こういった形でそれをそのまま使われるのかもあるかもしれませんけれども、もう最初からされているのかもあります。

それともう一つは、やはり畜舎の周りに、できるだけもう行かないようにということで、技術員の方々もそういったふうに行われているようでありまして、なかなかその確認というのは難しいのではないかと、あとは農家の自分のこととしての自己防衛と言いますか、そういった農家の意識にもお任せするしかないというふうに考えております。

○教育長（東 修一君）

教育委員会関係のいろんな取り組みでございますけれども、まず社会教育とか文化スポーツ活動、これにつきましては町内のいろんなことにつきましては、もちろんこれは町の傘下で私ども行動しておりますので、町といろいろ連携をとりながらやっていきたいというふうに思っております。

大きな施設等につきましては、今マット等を準備しながら防疫体制に努めているところでございますが、学校教育活動につきましては、これは他市町村との関係もございますし、例えばきょうあたりも一日遠足とかそういうものなんかの調査が県から来ているようでございますので、県全体の動きを見ながらやっておりますが、努めて一応緊急事態がされましたということで、努めて参加をしないように今自粛を要請しているところでございます。

それで、具体的にどういうものをどうか、こういうものをどうか、そういうものにつきましては、町のいろんな事態を見ながら、そしてまた校長が地域や学校の実態を踏まえながら対応していると、そういうことで今対応しているところでございます。

○麥田 博稔議員

財政的にはもうちょっと、ほかのこともありますけれども、いけるということで了解をしたいというふうに思います。

それから、家畜の消毒につきましては、やはり個人差もありますし、それから新聞報道等によりますと、ネズミとかそういうのも出てくるとなると、入り口だけ閉めてもネズミが横から来て入ることがあるんです。どれがいいのか僕なんかも素人で判りませんが、この牛舎全体を囲むように石灰をまいたほうがいいのか、一部だけ入り口だけやっても、ネズミとか小動物は横から入ってきて動き回るわけですから、その辺まではどうなるのかちょっと判りませんが、やっぱりその辺の対応はしっかり各農家に任せるんじゃないくて、人手も非常に大変ですけどもやってほしいというふうに思います。

それから、合宿等はいろいろ参加しないようにというようにことで中止になりますと、非常に影響が大きいと思うんです。先ほどありましたように、農業にしても梅だけするんですかというようにことで、梅は基幹産業、この口蹄疫で家畜というか牛、豚も基幹産業ですけども、商業なんかの場合はこの前の激特事業なんかでも閉まって、結局通行どめによって客足が落ちても、個人財産とかそういうことについては町は補助はしませんということで、個人のものについてはしてないんですね。

合宿とかいろいろ中止になりますと、旅館とかいろいろなところに非常に大きなあれが来るし、ほんでいろいろなあれでも飲み屋さんなんかもだと思うんです。私たちもこの前壮年ソフトで、盛りとか何とか頼んでたのを全部キャンセルするわけですから。建設経済委員会でもやったやつを一応中止にして、延期ということですけども。

ですから、非常にほかの町内の経済に与える影響が大きくて、先ほど言ったように梅だけですかとか牛、豚するけど、ほかのはないんですかとかなくなってくるんですが、その辺の基本的な判断、非常に難しい問題ですけども、町長にその辺をお伺いするんです。もう何カ月ぐらい経つか判らない状況ですので、町長の今の気持ちをちょっとお伺いしておきたいと思います。

○町長（日高 政勝君）

先ほども似たような質問を米丸議員からございましてお答えをさせていただきましたけれども、今の現状を判断していただければ、とやかくやっぱりみんなが同じような気持ちになって、何としてもやっぱり阻止をするということが大事でございます。

例えば、発生した宮崎県の川南町の実態を見れば、今新聞でも出ておりますけど、非常な状態です。お客さんは全くもう移動できないという状況ですから、なおさらそういう事態になると、

経営はもうお客さん全く来なくなるもんですから、相当な影響が出るだろうと思っております。

そうならないように今の段階で、何とか阻止しようということの手だてでありますから、やっぱりいろんなスポーツ活動、文化活動、あるいはイベントにしましても、そこ辺はお互いに理解をして、やっぱりそうならない体制をつくる、そのことが先決の問題であると思っているところでございます。

したがいまして、確かにそれぞれ上げれば、たしかいろいろ出てくるかと思えます。しかし、今はこういう状態であるということをしかりと皆さん、町民一人一人が御理解をいただく以外にないと、私はそういうふうに思っているところでございます。

もし入ったら、とにかくもうそれ以上の、いわゆる町全体を疲弊をしてしまう。こういうことになるともう大変ですから、とにかく今は本当にお客さんが移動があちこちなくて、いろんなところで収入減も確かに出てくるかと思えますけれども、これ以上のあれがないように御理解をいただくと、もうこのことが大事ではないかと私は思っているところでございます。

○麥田 博稔議員

そのことにつきましては、町民の大方の方が町長と同じような考えです。ただ、これが長引いてきたときにどうするのかと。国のいろいろな口蹄疫対策のポイントとか政策なんか見てみますと、こういうのが出ているんです。「影響を受ける農家の生活支援や経営再建に万全を尽くす」と出ているんですよ。

だけど影響を受けるのは町長が言われましたように、川南なんかも軽トラ市ですか、そういうのも全部廃止して、非常に商業が困っていると。だけど商業の場合は全然そういう対策がないから、どうしようもないから、自助努力でというような話になっているんですけど。

こっから僕が町長にお願いしたいのは、そういうことをやはり感じて、やはり国、県と対応するときに、やはり農家対策を国も県もするけど、やっぱりその影響を受けて落ち込んでいる人が非常に多いということを、やはりその場でもつけ加えて訴えてほしいんです。

そうしないと、やっぱり政治というのは弱いところに光を当てるちゃうか、やっぱりそういう面を考えんといかないと思いますので、農家になって、そっちがまずいとなると大変なことになりますので、やはりその辺まで十分配慮して、これからまた国・県と交渉されるときがあると思いますので、十分配慮して要望してもらうように要望しておきます。

○町長（日高 政勝君）

確かにいろんなところに影響が出てまいります。したがいまして、御意見にありますとおり、やっぱり商店街の影響、そしてまたいろんな旅館、ホテル、そういうところにもいろいろ影響が出てくるし、現在でもそういう状況になっているわけありますから、それについてはまた等しく、そういう状態があるということで、県・国のほうには申し入れをしていきたいと思っております。

今の段階でも、こういう経営に影響を受けている中小企業等の皆さん方におかれましては、緊急補償制度と、いわゆる中小企業の融資制度というのがあるわけでございます。その活用もされる場所もあるかとは思いますが、そういう活用の紹介等もしながら、やっぱり必要な人にとっては活用していただくことも必要じゃないかと思っておりますので、また改めて、新たなこれらに対する救済対策というのが出ればありがたいと思っておりますので、その辺もまた必要に応じて要望はしてまいりたいと思っております。

○議長（中尾 正男議員）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

これで質疑を終わります。

次に、議案第40号に対する質疑を許します。質疑はありませんか。

○平八重光輝議員

7ページのシステム改修業務204万5,000円、毎回申し上げて申しわけないんですが、非常に高額であります。これをまず見積もりをとられて上げてあろうかと思います。その見積もりについてお尋ねしますが、中身について見積書といえますか、ものはあんまり要らないと思うんですが、システムの改修箇所とか、あるいはそれに要する時間、あるいは人員とか、そういうものが出てきて、こういう金額になっているのかどうかお尋ねします。

○税務課長（萩原 康正君）

システムの改修の関係でございますが、さきに専決で承認していただきました非自発的離職者に対する関係での改修でございます。システムパッケージを一式入れまして、そのいわば基本的なオンラインの改修をする関係で、それに要する低所得者へのそういう見直しとか、認定書とか、軽減措置に関するシステムの改修を。

見積もりでいきますと延べで43人というような形で見積もりをいただいております。その積算で一応予算をお願いしているところでございます。

○平八重光輝議員

質問をもうちょっと具体的にせんにやいかんかったかと思いますが、43人日ということですが、どういう業務をソフト的なことになりますけど、こういうところを何カ所変更しますと、そのためには時間が何時間かかりますと、43人日とは相当な人を要する、あるいは時間を要する、それほど膨大な中身の変更かなと、ちょっと疑問にも思うんですが、それほど大きなものでもないように感じたんです。

実際中身を見てみないと判りませんが、具体的に積算を出すときは、作業料は幾らという積算をいただいていますかということなんです。どういう作業料を一日何時間して、何日間かかりますよという具体的な数値が出た中での、これがどうこうちゅうんじゃなくて、そういう中でのこの金額ですかちゅうのがお尋ねです。そういうのがちゃんといただいているんでしょうかという質問です。

○財政課長（下市 真義君）

内訳については、中身の延べ日数関係をそれぞれの業務でいただいております。

○議長（中尾 正男議員）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

なければ、これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案2件は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

したがって、ただいまの議案2件は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。

ただいまの議案2件に対する討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

討論なしと認めます。

これから、ただいまの議案2件を順に採決します。

まず、議案第39号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

異議なしと認めます。

したがって、「議案第39号 平成22年度さつま町一般会計補正予算（第2号）」は原案のとおり可決されました。

次に議案第40号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

異議なしと認めます。

したがって、「議案第40号 平成22年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）」は原案のとおり可決されました。

△日程第8「議案第41号 さつま町長等の給与の特例に関する条例の一部改正について」

○議長（中尾 正男議員）

次は、日程第8「議案第41号 さつま町長等の給与の特例に関する条例の一部改正について」を議題とします。提案理由の説明を求めます。

〔町長 日高 政勝君登壇〕

○町長（日高 政勝君）

「議案第41号 さつま町長等の給与の特例に関する条例の一部改正について」であります。去る4月23日に本町職員が犯しました事件の概要につきましては、これまで議会全員協議会等で御報告させていただいたところでございますが、内規で定める町職員の賞罰審査委員会の意見、そして条例及び訓令で定めます懲戒処分基準に基づきまして、5月7日付で該当職員を懲戒免職処分といたしました。

なお、所属の課長及び係長につきましては文書訓告処分といたしましたところでございます。

これまで町全体で交通事故等の撲滅に取り組んでいる中で、特に職員には機会あるごとに法令遵守をして町民の模範となるよう注意を喚起いたしまして、中でも飲酒運転撲滅につきましてはお互いに宣言もいたしていただだけに、今回の事件は残念の極みであります。

議員各位、並びに町民の皆様に深くお詫びを申し上げたいと存じます。改めて、個々の自覚を強く促し、職員一丸となって信頼回復に努める所存でございます。

それでは提案理由を申し上げます。今回職員が犯しました事件について、その重大さと管理監督者として責任を明確にするため、町長及び副町長の給料月額を3カ月減額しようとするものであります。

内容につきましては、総務課長に説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

〔町長 日高 政勝君降壇〕

○総務課長（紺屋 一幸君）

それでは、「議案第41号 さつま町長等の給与の特例に関する条例の一部改正について」、内容の説明を申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○議長（中尾 正男議員）

これからただいまの議案第41号に対する質疑を許します。質疑はありませんか。

○新改 幸一議員

提案理由に書いてございます。酒気帯び運転による接触事故ということでございますが、真実そのものはこれだけのものかを確認をさせていただきます。

○町長（日高 政勝君）

それぞれ顛末書等もいただいております、警察のほうともいろいろ内容もお聞きしておるところでございますが、警察のほうでも酒気帯びの接触事故ということで伺いをいたしておるところでございます。

○新改 幸一議員

執行部にはそういう報告しか受けていないということでございます。

実はこの関係につきましては、やった瞬間に郵便局の職員がきちっとナンバーを控えて、運転をして接触事故をして逃げているわけですね。そして、その後にきちっとナンバーを被害者に局職員がこうこう車だったですよということをやって、被害者はそのナンバーを持って警察に行って、加害者のほうが判ったわけでございます。そういう実態があったということを私は、きちっと聞いて、私のほうでも議員という立場で、そこあたりをきちっとただしてみてくださいということがあったもんですから、こういう質問をするんですが、そこあたりの説明ちゅうのは全然なかったものかをお伺いいたします。

○町長（日高 政勝君）

本人のその辺の始末書というんですか、それも出していただいておりますけども、確かに何か接触事故をしたということで、あとの相手の方のけがはなかったというようなことでございますが、本人も何か当たったという感じはあったようですけれども、はっきりとその辺がまだ確認ができていなかったのが、そのまま帰ったということのようでございます。

詳しくは警察の調査もされたのではないかと思いますけども、本人がなかなか当たって、何か当たったなという感じで、そのまま自宅へお帰りになったということのようですね。その場で、どの程度のことだったのか全く我々としては把握はできておりませんけれども。そのようなことが報告として上がってきております。

○川口 憲男議員

総務課長に、今の説明の中で6項目を職員にお願いしてということがありまして、机の上に簡条書きにしておると。以前から職員のいろんな研修会、それからこういうふうになったときの対策とか、前回のときもこういう話を聞いた覚えがあるんですけども。

事あるたびに例えば町長の言葉にありましたように、役職員一体となって回復に努めるという言葉、何回も聞くんですが、このあと職員の皆さんにただ6項目のお願いごとだけで終わったのか、そこあたりに対する交通教育、例えば安全運転管理者等がおるわけですが、そういうことから、もう一回交通安全に対する徹底を図るということをなされなかったのか、ちょっとお聞きします。

○町長（日高 政勝君）

これについて非常に残念なことでございますので、とにかく信用失墜にならないようちゅうこ

とで、課長会とか、もうこの問題についてはそれぞれ個人の意識をどのように高めていくかという、そういうモラルの問題でありますから、そこは徹底してもう、ただ全体的にはこういうことでやりますけども、とにかくこれについては個々でしっかりと受けとめてやっていかんにかいかんということも私のほうから注意をしておりますし、先ほど申し上げたとおり撲滅宣言書というのを、こういうのを署名をしていただいて、それぞれデスクマットのところにおいて毎日確認をさせるとか。

そしてまた、定期的に交通法規の遵守についての綱紀粛正を励行してもらうということと、もし飲酒の機会があったときには、必ず事前に「きょうは何で来たか」と、「帰宅については何で帰るか」と、そこまで確認をしながら飲酒の機会はやっていこうというようなこともしております。

それから、必ず翌日までアルコールが残ってるかどうか等についてもアルコールチェッカーで確認をするというようなことで、もし残っているような状態だったら、絶対車には乗らないということやら。公用車についても当然乗ってはいけなわけでありますから、そのようなところもいたしているところでございます。

とにかく、もう個々がやっぱり意識を高める以外に、これは何回そういっても、例えば講習会等もしなければならぬと思いますけれども、どれだけやっぱり自覚を高めていくか、これにつきるかと思しますので、とにかくその辺を徹底してもらってまいりたいと思っているところでございます。

○総務課長（紺屋 一幸君）

先ほど御質問にもありましたように、安全運転者の管理者正副会議につきましては、事故の発生がありまして4月30日に早速会をもちまして、報告をした中で今後の防止策について検討をしたところでございます。

その中でも、今ほど町長からも説明がございましたアルコールチェッカーの活用でありますとか、個々の意識を高めるためになるべく頻繁にそういった確認をしていくというような形で協議を行ったところでございます。

○川口 憲男議員

前回あったときに、これはいけないことだということで、議会の議員の中の何名かの方々もアルコールチェッカーですか、それをして、あくる朝もアルコール分が残っていたら、ちょっと車の運転は自粛すると。議員の方々も自分の意識を高めようちゅうか、そういうことによってされとった経緯があります。

この口蹄疫と関連することじゃないんですけれども、やっぱり、ちょっとして、1年経って、2年経って忘れたところに、どうしても意識的にそういうのがあると思うんですけれども、運転管理者協議会等のほうにも入っておって、そういう職場から出さないということを強くうたってあるわけですから、もう少し一つは担当のそういうのを職員に通達あるいは指示する総務課の一番の大ものところですから、そこあたりはまず襟を正していかないことには、全職員に町長が言われる各個人個人の意識が大事だと、もっともそのとおりなんですけれども。

やっぱりそこをまた一躍ハードルの高い通達とか、意識を持ってもらうことが大事だと思いますので、町の名誉あるいは職員の名誉にかかわるようなことですので、2度というか3度になりますから、起こさない工夫にはそういうもう少し総務課長とされても、町長とされても、やっぱり町長は通達をされるわけですから、総務課長とされても研修とか、そういうような形で全職員に網羅させていただきたいと思います。

申し上げれば、朝の通勤時間帯も皆さん職員の方々、見とれば30分前とか、あるいは早かつ

たら40分前に出勤されているようです。余裕を持ってされていらっしゃるんですけど、ややもすれば、ちょっとそれを超えた方々、やっぱりスピードの出し過ぎとか、ちょっとあんなかどね、職員やつでもうちょっとモラルを持って走ってくればねというのを感じるところがありますので、そこあたりをもう少し役職員、我々も一体となって努めていただけるように、町長のほうからも通達されるように要望しておきます。

○平八重光輝議員

2つほどお尋ねしますが、一つは今新改幸一議員からありました、その中身の把握であります、もし把握されとって言われなかったのであれば問題であります。全然そういうのは受けてなかったのであればやむを得ませんが、一般的な例を申しますと、酒気帯びで接触事故を起こして捕まれば、新聞等で見ますとほぼ逮捕であります。そういうのがなかったということは、そこに何らかのあれがあったのかなと私も具体的なことは知りませんでしたけれど、きょう初めて聞きましたけれども、疑問を持っておりました。その辺はどの程度理解されていたのか。

それともう一つは、酒気帯びといいますか、アルコールを飲んだあとの運転であります、一般的な業務上の不祥事というのは、それぞれの町長、副町長、所管の課長、係長に業務上の責任はありますが、酒気帯びについては、私の持論が間違っているのかもしれませんが、どうしても管理できないところがあるわけです。

自宅まで行って運転をするなよというわけにはいきません、飲み方があるたんに。だからそういう中では事故を起こされたというか、飲んで運転をされた方が一番の当事者、責任者ではありますが、ただ上司といいますか、町長、副町長の100分の10の3カ月間の減額というところは、どういう形でこの100分の10が出たのか、ちょっとお尋ねいたします。

飲酒運転については、もう本人が一番自覚をしとるはずです。自分が飲んだというのが判っておるはずですから、運転をするといかんちゅうのも、もうきのう、きょう言うた話ではなくて、もう遙か前からそういうのは絶対だめですよと、犯罪ですよというのも交通法規上も非常に厳しい罰則がありますよちゅうのも、もう運転をされる方は皆さん知っておられると思います。

私は聞いていないと、運転免許を持っておって言われる方はそんなにいらっしゃると思いますが、そういう中での事故、事件といいますか、ですので、どうしてもその町長が自分の責任をとるんだと、副町長もとるんだという強い意志は判りますが、その辺の根拠ちゅうのがちょっと私は理解できないもんですから、その辺をお尋ねいたします。

○町長（日高 政勝君）

まず、1点目の関係でございますが、私どもがその報告を受けて、あるいはまた警察等の状況から把握した段階では、先ほど申し上げたところでございます。確かに飲酒があつて事故をされたということで、その場で現行犯逮捕ということであれば、これはもうおっしゃるとおりですけど、一たん本人も何かあたったちゅう感じで、そのまま帰られたということであります。そういう報告であります。警察のほうも物損事故ということで受けておりますので、現行犯逮捕ではなかったよということを受けておるところであります。

ただし、処分については先ほど申し上げましたとおり、そういう内規なり、あるいは懲戒基準というのがありますし、賞罰委員会もそれぞれ内容を調査されての結果もいただいておりますので、そういう処分をいたしたところでございます。

それから、上司の関係の処分の議案をお出し申し上げておりますけれども、これはやっぱりこの公務員というのがやはり勤務時間内あるいは勤務時間外であろうとも、やはり信用のおける職場として、あるいはそういう立場にある職員でありますので、やはり管理監督責任というのは業務上の仕事にあったにしろ、あるいはなかったにしろ、責任というのは当然痛感をいたしております。

すので、このような形をとらせていただいたところであります。

前日も3年ぐらい前にこういうのがあって、そのときは1カ月ということでありましたけど、今回は免職という非常に厳しい処分をいたした関係もございまして3カ月をさせていただいた、こういうことでございます。

我々の処分について、具体的に基準というものがございませんで、社会一般的に考えられるところで、そういう状況判断をしながら、お出しをしているというようなことで御理解を賜ればありがたいと思っております。

○平八重光輝議員

もうちょっと具体的に申しますと、私はあんまり上司の責任までは問えないというふうに理解しておるんですが、例えば、例えばちゅうか、あつてはいかんですけども、これが交通事故ではなくて、例えば職員が傷害事件を起こしたとか、いろんなほかの刑法に触れるような、あるいは商法に触れるような犯罪を犯したとき、犯罪を犯すといったらないんでしょうけど、もし犯したときも同じようなやはり自分を律するという意味でされたんでしょうけれども、そういう処分も検討されるものかどうか。あくまでも飲酒運転だけの話なのか、その辺はどうなんでしょうか。ほかの事件、事故等も考えられないこともないんですが。

○町長（日高 政勝君）

一般職員については、御承知のとおり地方公務員法というのがございまして、それなりの社会的信用のもとで仕事をさしていただく立場でございまして。信用失墜、そのような行為というのはいろいろありますけれども、そういうことが発生をすれば、いろいろなケースもございまして。やっぱり上司という一つの管理、監督の責任、やっぱりそういうところは勤務時間内、外にしろ、やっぱり私は襟を正す社会的に、そしてまた町民の皆さん方に対しましても信用を落としたことになりますので、その辺はやっぱり責任を感じてやらざるを得ないと思っているところでございます。

○議長（中尾 正男議員）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第41号は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

異議なしと認めます。

したがって、議案第41号は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

討論なしと認めます。

これから、議案第41号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

異議なしと認めます。

よって、「議案第41号 さつま町長等の給与の特例に関する条例の一部改正について」は原案のとおり可決されました。

△閉 会

○議長（中尾 正男議員）

以上で、本日の日程は全部終了しました。

よって会議を閉じ、これをもって平成22年第3回さつま町議会臨時会を閉会します。御苦労さまでした。

閉会時刻 午後 1時50分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 年 月 日

さつま町議会議長 中 尾 正 男

さつま町議会議員 東 哲 雄

さつま町議会議員 麥 田 博 稔